

指定介護老人福祉施設

重 要 事 項 説 明 書

(茨城県指定 第0872000203号)

社会福祉法人

筑南会

特別養護老人ホーム

新つくばホーム

# 新つくばホーム指定介護老人福祉施設重要事項説明書(令和7年4月1日)

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(茨城県指定 第0872000203号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でも入所は可能です。

## 〔目次〕

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	5
7. 残置物引取人	6
8. 苦情の受付について	7
9. 第三者評価の実施状況	7
10. 事故発生時の対応	7
11. 身体拘束の禁止	7
12. 虐待防止、虐待発生時の対応	7
13. ハラスメント防止、ハラスメント発生時の対応	7
14. 事業継続計画(BCP)の整備	7
15. 併設事業及びその他社会福祉法人筑南会が行う事業	7
入所時リスク説明書	9

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 筑南会
- (2) 法人所在地 茨城県つくば市学園の森3-29-2
- (3) 電話番号 029-856-4477
- (4) 代表者氏名 理事長 田村 洋子
- (5) 設立年月日 昭和63年10月17日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年3月27日指定 茨城県第0872000203号  
令和2年4月1日指定更新

- (2) 施設の目的 高齢者の生活支援
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 新つくばホーム
- (4) 施設の所在地 茨城県つくば市学園の森3-29-2
- (5) 電話番号 029-856-4477
- (6) 施設長(管理者) 田村 隆司
- (7) 当施設の運営方針

ご契約者個人個人の心身の状況とニーズを的確に反映のできるケアプランに基づき医師、看護師、機能訓練指導員、介護職員等の専門職員により適切な介護サービスを提供いたします。また、安全で快適な施設での生活をお送りいただけますよう住環境の整備並びに安全対策に取り組んでまいります。

- (8) 開設年月日 平成元年7月7日
- (9) 入所定員 従来型 50名

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	1室	従来型個室
2人部屋	6室	多床室
4人部屋	12室	多床室
機能訓練室	1室	主な設置器機 平行棒、低周波治療器、ホットパック等
浴室	4室	機械浴、中間浴、一般浴、シャワー浴等
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。(令和7年4月1日現在)

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1名	1名
2. 介護職員	23.8名 (内介護福祉士19.5名)	20名
3. 生活相談員	1名	1名(同敷地内特養兼務可)
4. 看護職員	2.1名(兼務)	2名
5. 機能訓練指導員	1名(非常勤)	1名
6. 介護支援専門員	1名(兼務)	1名(同敷地内特養兼務可)
7. 医師	1名(非常勤)	必要数
8. 管理栄養士	2名(兼務)	1名

※常勤換算:職員のそれぞれの週当たりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で序した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制		
1. 医師	毎週水曜日	13時00分～15時00分まで	他随時
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	早朝	7時00分～16時00分	3名
	平常	8時30分～17時30分(パート含)	4名
	遅出	10時00分～19時00分	4名
	特遅	12時00分～21時00分	1名
	夜間	17時00分～翌9時00分	3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	早朝	7時00分～16時00分	1名
	平常	8時30分～17時30分	1名
	日中	9時15分～18時15分	1名
4. 機能訓練指導員	第1、第3土曜日	8時30分～12時30分	1名
5. 介護支援専門員	平常	8時30分～17時30分	1名
6. 生活相談員	平常	8時30分～17時30分	1名

☆土日は上記と異なります。

### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常7割から9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。(食事時間)

朝食 7時30分から                      昼食      12時00分から                      夕食      18時00分から

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行ないます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すために、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行ないます。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行ないます。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第5条参照)

- ・別紙料金表のとおり

☆ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護度の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、事由の生じた時の該当介護度の自己負担額となります。(契約書第18条、第21条参照)

1. サービス利用料金	介護度別料金表参照
2. うち介護保険から給付される	介護度別料金表参照
3. 自己負担額(1-2)	介護度別料金表参照

◇当施設の居住費・食費の利用者負担額(ショートステイを含む)

世帯全体が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

対象者	区分	居住費	食費
生活保護受給者	第1段階	¥0	¥0
世帯全員が市町村民税非課税かつ預貯金額が基準以下	高齢福祉年金受給者等 年金収入等80万円以下	第2段階	¥430
	80万円超120万円以下	第3段階①	¥1,000
		第3段階②	¥1,300
上記以外	第4段階	¥915	¥1,445

(2) (1)以外のサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事(酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金: 要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金: 内容により要した費用の実費

[美容サービス]

月に2回、美容師の出張による理髪サービス(調髪、パーマ、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金: 内容により要した費用の実費

③貴重品の管理

ご契約者のご希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下のとおりです。

○管理する金銭の形態: 施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの: 上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者: 施設長

○出納方法: 手続きの概要は以下のとおりです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行いません。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金: 材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

行事とその内容

4月	花見会	8月	夏祭り	12月	クリスマス会
5月	端午の節句	9月	敬老会	1月	新年会
6月	芝居見学	10月	紅葉見学	2月	節分祭
7月	七夕会	11月	観菊会	3月	ひな祭り

ii) クラブ活動

書道、音楽、俳句、おひさま(材料代等の実費をいただきます。)

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 50円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑦電気使用料

電気製品(テレビ、電気毛布等)を使用される場合、1品目あたり、1日50円 をご負担いただきます。尚、エアーマット、センサーマット使用時にはご負担いたしません。

⑧契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金(1日あたり)

事由の生じた時の該当介護度のサービス利用料金全

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判断された場合、介護保険法に定められた要介護1介護給付費の10割にあたる金額をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう2か月前までにご説明します。

**(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)**

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い		
イ. 指定口座への振込み	常陽銀行 谷田部支店	普通預金 6319553
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし	ご利用できる金融機関	筑波銀行、常陽銀行ほか

**(4) 入所中の医療の提供について**

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力病院において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。)また、入院治療等に当たっては、ご家族他、身元引受人の方のご協力をお願いします。

**①協力医療機関**

医療機関の名称	きぬのまち診療所	田村医院
所在地	結城市結城11758-50	つくば市上横場2290-6
診療科	内科	内科
医療機関の名称	筑波記念病院	筑波学園病院
所在地	つくば市要1187-299	つくば市上横場2573-1
診療科	総合	総合

**②協力歯科医療機関**

医療機関の名称	大木歯科医院
所在地	つくば市谷田部2880

**(5) 看取りについて**

ご契約者が、医師の診断のもと、近い将来死に至ることが予見される状態に陥った場合、当施設においては、ご契約者の尊厳ならびに、ご家族の意向を最大限に尊重しながら、その身体的、精神的苦痛・苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実し納得した生活を安らかに送れるよう援助します。

**6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)**

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのよう事項に該当するにいたった場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください。)
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください。)

**(1)ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)契約書第14条、第15条参照)**

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が継続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人福祉施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

### ※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について※(契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

#### ① 検査入院等、短期入院の場合

1か月につき6日以内(継続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、介護給付費外泊時加算の自己負担分料金をご負担いただきます。

#### ② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記料金をご負担いただきます。

#### ③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

#### 〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくもの。なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することについて同意いただく場合には、所定の利用料金を負担いただく必要はありません。但し、入院翌日より6日間について、短期入所生活介護の利用がない場合については、介護保険の外泊時加算の一部、及び居住費を負担いただきます。

## (3) 円滑な退所のための援助(契約書第17条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な対処のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行ないます。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として、援助にあたった日数において介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。(別紙料金表参照)

## 7. 残置物引取人(契約書第20条参照)

契約の締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第22条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 8. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員 日向 泰志

○受付時間 毎週月曜日から土曜日

8時30分～17時30分

また、苦情受付ボックスを本館、新館事務室カウンターに設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

つくば市高齢福祉課	所在地	つくば市研究学園1-1-1
	電話番号	029-883-1111
	受付時間	8:45～16:30
国民健康保険団体連	所在地	水戸市笠原町978-26
	電話番号	029-301-1579
	受付時間	8:30～17:00
茨城県社会福祉協議	所在地	水戸市千波町1918
	電話番号	029-305-7193
	受付時間	9:00～17:00

## 9. 事故発生時の対応

施設サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに経過記録を行い、再発防止対策に努めその対応について協議する。

賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

## 10. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関	
		結果開示	1 あり 2 なし
<input checked="" type="checkbox"/> なし			

## 11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束はしません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への説明を行い同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 12. 虐待の防止、虐待発生時の対応

虐待等の防止の為、虐待防止の指針の整備、虐待防止委員会を設置し、虐待の防止、早期発見に努めます。又サービス提供時、虐待を発見した際には、市町村へ速やかに報告し、再発防止対策に努めその対応について協議致します。

## 13. ハラスメント防止、ハラスメント発生時の対応

虐待等の防止の為、虐待防止の指針の整備、虐待防止委員会を設置し、虐待の防止、早期発見に努めます。又サービス提供時、虐待を発見した際には、市町村へ速やかに報告し、再発防止対策

## 14. 事業継続計画(BCP)の整備

感染症や自然災害が発生した場合であっても、入所者が継続してケアをうけられるよう事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施する

### (1) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

#### 【介護老人福祉施設】

特別養護老人ホーム新つくばホーム新館 平成26年4月1日指定 茨城県0872090014号  
定員 35名 令和2年4月1日指定更新



**【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】**

特別養護老人ホーム新つくばホーム 平成12年4月1日指定 茨城県0872000203号  
定員 11名 令和2年4月2日指定更新  
特別養護老人ホーム新つくばホーム新館 平成26年4月1日指定 茨城県0872090014号  
定員 4名 令和2年4月1日指定更新  
トランス田村ショートステイ 平成26年7月1日指定 つくば市0872002688号  
定員 10名 令和2年7月1日指定更新  
(つくば市上横場2290-9)

**【通所介護・総合事業】**

新つくばホームデイサービスセンター 平成12年4月1日指定 茨城県0872000369号  
定員 25名 通所介護 令和2年4月2日指定更新  
第1号通所事業 令和2年4月2日指定更新  
新つくばホームデイサービスセンター新館 平成16年11月1日指定 茨城県0872001102号  
定員 30名 通所介護 令和4年11月2日指定更新  
第1号通所事業 令和4年11月2日指定更新  
トランス田村デイサービスセンター 平成26年8月1日指定 茨城県0872002704号  
通所介護 令和2年7月1日指定更新  
定員 18名 第1号通所事業 令和2年7月1日指定更新  
(住所 つくば市上横場2290-9)

**【居宅介護支援事業】**

新つくばホーム指定居宅介護支援事業所 平成12年4月1日指定 茨城県0872000112号  
令和2年4月2日指定更新

**(2) その他社会福祉法人 筑南会が行う事業**

**【小規模多機能型居宅支援】**

ケアサポート田村 平成20年4月1日指定 つくば市0892000100号  
(住所 つくば市上横場2290-6) 令和2年4月1日指定更新

**【夜間対応型訪問介護】**

夜間対応型訪問介護 新つくば24 平成21年2月1日指定 つくば市0892000126号  
(住所 つくば市上横場2290-6) 平成24年3月31日休止

**【地域密着型老人福祉施設】**

地域密着型特別養護老人ホームトランス 平成26年7月1日指定 つくば市0892000191号  
定員 29名 令和2年7月1日指定更新  
(住所 つくば市上横場2290-9)

**【地域包括支援センター】**

谷田部西地域包括支援センター 平成31年4月1日指定 つくば市0802000059号

## 【入所時リスク説明書】

当施設では、利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

(ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。)

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による事故の恐れがあります。
- 当施設では原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性ががあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、協力医療機関の医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行ないました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 筑南会  
指定介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム 新つくばホーム  
施設長 田村 隆司

説明者職氏名 生活相談 佐藤 智美

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意します。

令和 年 月 日

(利用者)  
住所

氏名

(代理人)  
住所

氏名